

公の施設の指定管理者の指定の件（市民ギャラリー）

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市民ギャラリー
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区南 2 条東 6 丁目
- 3 指定管理者
札幌市南区芸術の森 2 丁目 7 5 番地
公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広
- 4 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市民ギャラリーの指定管
理者を指定するため、本案を提出する。